

地域の魅力再発見食育推進事業実施要領

制定 平成29年 3月31日28食産第6136号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

国産農産物消費拡大対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5516号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の4の（1）の地域の魅力再発見食育推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5517号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、本事業に直接要する経費であって本事業の対象として明確に区分できるもの、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して行うものとする。

1 地域食育事務局事業

第3次食育推進基本計画及び食育推進計画（食育基本法（平成17年法律第63号）第17条に基づき作成した都道府県食育推進計画又は同法第18条に基づき作成した市町村食育推進計画をいう。以下同じ。）を効率的・効果的に推進するため、第3の2の（2）の事業実施主体に対する補助金の交付、補助金交付先事業の進捗状況管理、助言、確定検査、支払手続等に係る事務局業務を行う。

（補助対象経費）

賃金、交付先指導旅費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

2 地域食育推進事業

第3次食育推進基本計画及び食育推進計画に定められた目標のうち、次に掲げる目標の達成に向けて、地域において、食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験機会の提供、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、共食機会の提供、食品ロス削減等に係る以下の（1）から（8）までの取組の全部又は一部を行うものとする。

また、事業の実施に当たって、国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見に資するよう配慮するとともに、第3の2の事業実施主体においては、事業で実施した取組を都道府県域内もしくは政令指定都市域内に広く普及させるための取組を併せて行うものとする。

さらに、都道府県又は政令指定都市（以下「都道府県等」という。）は、本事業を効果的・効率的に実施することを目的として、本事業の実施主体及び必要により他の関係者が参加する会議を事業実施期間内に開催するものとする。なお、同会議の開催にあたっては、会議参加者ほかで構成する食育協議会を組織するよう努めなければならない。

〔目標〕

- ①地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ②農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ③栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ④食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ⑤地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ⑥食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

(1) 食育推進検討会の開催

日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験の機会提供の推進等のための食育推進検討会を開催し、地域における食育等の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、食育等の関係者間のネットワーク構築等を行う。

また、地域の食育等関係情報を事例調査等で整備し、優良な食育活動の普及を図るなどしながら、食育推進活動の指導を行う。

(補助対象経費)

ア 食育推進検討会の開催費

委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、事務局活動費、通信運搬費、消耗品費

イ 地域の食育関係情報整備費

調査票及び資料印刷費、賃金（集計）、調査員手当・旅費（実態調査）、通信運搬費、消耗品費

ウ 教材作成費

教材編集料、印刷費、啓発資材作成費、通信運搬費、消耗品費

(2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催

第3次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目標達成に資するテーマを設定して開催するシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。

(補助対象経費)

ア 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費

講師謝金・旅費（司会、講演者、パネリスト）、賃金（会場整理）、会場借料、会場設営費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

イ アンケート調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）

(3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進

地域における食育活動を総合的かつ効果的に推進するため、食品衛生、栄養改善、農業生産、食文化等各分野において専門的に食育活動を行うボランティアの活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーの育成をするとともに、食育推進リーダーの活動（講習会、研修会、現地指導等）を通じて食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及、農林漁業体験の機会の提供等を促進する。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、会場借料、機材借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

(4) 食文化の保護・継承のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、子育て世代や若い世代を対象とした調理講習会等を開催する。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、賃金（アシスタント）、会場借料、調理体験に教材として使用する食材費、資料印刷費、保険料、通信運搬費、消耗品費

(5) 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、一連の農作業等の体験の機会を提供する。

(補助対象経費)

ア 教育ファーム検討委員会開催費

委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

イ 農林漁業体験の機会の提供費

体験ほ場の借地料・管理費、指導者謝金、賃金（指導補助）、農業機械・簡易トイレ

等借料、資料印刷費、貸し切りバス借料（日帰りに要するもの）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、食材費、保険料、通信運搬費、消耗品費

ウ 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費

会場借料、会場設営費、貸し切りバス借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

（６）和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発や、子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

（補助対象経費）

ア 献立の開発費

調理師謝金・旅費、賃金（アシスタント）、食材費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

イ 食育授業費

講師謝金・旅費、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

（７）地域における共食の機会の提供

地域における共食のニーズの把握や共食の場において食材を供給する地域の生産者とのマッチング、地域において共食の場を試験的に設けるための取組を行う。共食の場の提供を行う際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるべく、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにすること。

（補助対象経費）

ア ニーズ調査費

調査票及び資料印刷費、賃金（集計）、通信運搬費、消耗品費

イ 生産者とのマッチングの調査・調整費

調査員手当・旅費、資料印刷費

ウ マッチング交流会開催費

講師謝金・旅費、会場借料、会場設営費、バス借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

エ 共食の場の提供（試験的実施）費

講師謝金・旅費、賃金、会場借料、会場設営費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

（８）食品ロスの削減に向けた取組

食品ロスの削減に向けた消費者等の意識や行動の実態調査、飲食店等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

（補助対象経費）

ア 実態調査費

調査票及び資料印刷費、賃金（集計）、通信運搬費、消耗品費

イ 食品ロス削減検討会・セミナー開催費

講師謝金・旅費、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

第３ 事業実施主体

実施要綱別表１の事業実施主体の欄の７の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

１ 地域食育事務局事業

都道府県等

２ 地域食育推進事業

（１）都道府県等

（２）食育事業団体（今後の食育活動のモデルとなり得る事業を都道府県等の行政区域内におい

て実施する意欲のある市町村、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体で事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。）

（3）特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

エ 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

（4）特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて都道府県等を経由して事業承認者に提出し、その承認を受けるものとする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成32年度までとする。

第5 採択基準

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとし、事業承認者は、次に掲げる基準を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- 2 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- 3 事業内容について、第3次食育推進基本計画及び事業実施地域を所管する都道府県又は政令指定都市が策定した食育推進計画の実現及び本事業が設定した目標の達成に資するものとなっていること。
- 4 事業で実施する各種取組にモデル性があること、さらに同取組をホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること。

第6 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

（1）都道府県等は、別記様式2により事業実施計画を作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

なお、事業承認者は、都道府県等に対し、第5の採択基準について、必要に応じ追加の資料の提出を求めることができるものとする。

（2）都道府県等は、（1）の事業実施計画の作成に当たって、（3）に基づき食育事業団体から提出される事業実施計画を第5の採択基準に準じて審査し、採択した計画を含めて作成するものとする。その際、目標値の設定に当たっては、都道府県等の行政区域全体で一つの目

標値を設定するものとする。

- (3) 食育事業団体は、別記様式 2 に準じて事業実施計画を作成の上、当該団体が属する行政区域の都道府県等に提出するものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第 5 の 2 の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表 1 の 5 の (1) の地域の魅力再発見食育推進事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3 により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式 2 の別添の「第 2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。

なお、委託して行わせる範囲は、事業区分毎の事業費の 2 分の 1 を超えてはならない。ただし、地方公共団体が委託する場合を除く。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

4 地域食育推進事業に係る都道府県等の手続

- (1) 交付決定及び額の確定

都道府県等は、事業実施計画の承認後、食育事業団体等に交付申請書を提出させ、交付決定を行う。また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定し、確定額に基づき支払いを行う。

- (2) 事業の進捗状況管理、助言等

都道府県等は、本事業に係る要綱・要領等に基づき、食育事業団体に必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

第 7 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況等の報告

都道府県等は、実施要綱第 7 の規定に基づき、事業終了後速やかに、食育事業団体等に事業実施結果に係る報告書を作成・提出させ、別記様式 2 により事業実施結果に係る報告書に取りまとめた上で、事業承認者に提出するものとする。

2 事業成果の報告

都道府県等は、別記様式 3 により食育事業団体等に事業成果状況に係る報告書を作成・提出させ、事業終了年度の翌年度の 6 月末日までに事業成果状況に係る報告書に取りまとめた上で、事業承認者に報告するものとする。

3 指導

- (1) 事業承認者は、1 の事業実施状況報告書の内容を確認し、事業目標の達成が困難と認める場合には、都道府県等に対し必要な指導を行うものとする。
- (2) 事業承認者は、2 の事業成果報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、都道府県等に対し必要な指導を行うものとする。
- (3) 事業承認者は、1 及び 2 並びに (1) 及び (2) のほか、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。この場合において、事

業承認者は当該指導の内容を食料産業局長に報告するものとする。

第8 補助金遂行状況の報告

都道府県等は、交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告について、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在における補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を事業承認者に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 留意事項

都道府県等及び食育事業団体は、全国の国産農林水産物の消費拡大の国民運動と連携し、相乗効果が図れるよう、取組の周知と参加促進を相互に行い、食と農林水産業への理解向上を図るとともに、国産農林水産物の消費拡大を推進するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式 1（第 3 の 2 関係）

番 号
年 月 日

〔 地方農政局長等
（都道府県等経由） 〕 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式 2（第 6 の 1 関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

所 在 地
都道府県又は政令指定都市名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度地域の魅力再発見食育推進事業実施計画の承認（変更、中止、
廃止の承認）申請について

国産農産物消費拡大対策事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第
5516 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類
（注 2）を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○（注 3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注 4）

（注 1）変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。

（注 2）関係書類として、別添 1（都道府県等の事業実施計画）、別添 2（食育事業
団体の事業実施計画）及び別添 3（審査結果）を添付すること。

（注 3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事
業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更
部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業
内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注 5）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「平成 年
度地域の魅力再発見食育推進事業実施計画の実施結果の報告について」とし、
別添には実績を記載すること。

(別添1)

地域の魅力再発見食育推進事業実施計画

第1 事業実施主体の概要等

都道府県名、政令指定都市名		
事業担当者名及び連絡	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	URL
事業の実施体制		
※ 事業に関する者の全体像が把握できるように記載すること。 ※ 事業対象地域を記載すること。		

第2 総括表

区分	事業費 (A)+(B) +(C)+(D)	負担区分				事業の委託	備考
		国庫 補助金 (A)	都道府県費又は 政令指定都市費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)		
	千円	千円	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計							

(注) 1 区分欄は、交付要綱別表1に掲げる経費を記載すること。

2 備考欄には、区分欄に掲げる経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載すること。

3 備考欄は別葉とすることができる。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的 ※ 事業を実施する都道府県又は政令指定都市における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容が第3次食育推進基本計画及びこれを踏まえた事業実施主体の食育推進計画に定められた目標の達成にどのように寄与するかについて記載（事業で実施する取組にその波及効果も含めて、第3次食育基本計画の目標達成に資する平成32年度までの道筋を試算すること。）				
2 実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像が把握できるように図示 ※ 連携・委託を行う団体はその名称、概要を記載				
3 事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容を記載				
事業項目(取組内容)	実施場所	実施時期・回数	対象者・数	備考
4 事業の目標（達成すべき成果）、波及効果 ※ 第3次食育推進基本計画及びこれを踏まえた所在する都道府県等の食育推進計画のうち以下に掲げる目標の達成につながる事業の目標を設定すること。 ※ 事業が「国産農林水産物や地域の食品の価値の再発見」に、どのように効果があるかを記載。 ※ 事業で実施した各種取組について、ホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して、都道府県もしくは政令指定都市内に広く普及させるための取組を記載。 ※ 具体的な目標設定について 1 地域における食文化の保護・継承や日本型食生活等の普及促進、食育リーダー育成、共食機会の提供等に関する事業 事業実施主体が存する地域における食文化の保護・継承や日本型食生活等の普及促進、食育リーダー育成、共食の機会の提供等のために、（1）のいずれか又は複数について、該当する者の割合を増加させる数値目標を定め、着実にその実施を図る。 （1）根拠となるデータ等 ア 食文化の継承度 （ア）地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承し、伝えている者 （イ）地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している若い世代（20～30歳代）				

イ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 (ア) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者 (イ) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代(20～30歳代) ウ 食育の推進に関わるボランティアの数 エ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 オ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合 (2) 目標設定に当たっての留意事項 事業実施主体が存する地域の事業開始時点における目標値に掲げる項目の実践度が把握できていない場合は、農林水産省において直近に実施した「食育に関する意識調査」等を基に目標値を設定する。 2 農林漁業体験に関する事業 食に関わる人々の様々な活動への理解促進の観点から当該事業年の体験者数(延べ人数)の増加率について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。 (1) 根拠となるデータ等 ア 増加率(%) = $(a - b) / b \times 100$ a: 本年度体験予定者数(延べ人数) b: 前年度体験者数(延べ人数) イ 農林漁業体験をn数回行う場合 増加率(%) = $\frac{(a_1+a_2+\cdots a_n) - (b_1+b_2+\cdots b_n)}{b_1+b_2+\cdots b_n} \times 100$ (2) 目標設定に当たっての留意事項 前年度の体験者数(延べ人数)を把握し、本年度の体験プログラム等から参加予定者数や開催回数等を勘案して延べ人数を推定する。 前年度の体験者数が0人の場合は、増加率ではなく、本年度体験予定者数(延べ人数)を目標値とする。 3 全事業について 食品を購入する際に「国産や地域の食品を選ぶ」とする者の割合の増加 意識調査例)「農林漁業の体験活動に参加したことをきっかけにより強く意識するようになったこと」→「国産や地域の食品を選ぶ」	5 事業成果・効果の検証方法 ※ 4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載 ※ 上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載 6 その他事業の推進に必要な事項
--	---

(別添2)

地域の魅力再発見食育推進事業実施計画

第1 事業実施主体の概要等

1 団体概要		
※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
事業担当者名及び連絡	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	URL
2 事業の実施体制		
※ 事業に関する者の全体像が把握できるように記載すること。 ※ 事業対象地域を記載すること。		

第 2 総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

- (注) 1 区分欄は、交付要綱別表 1 に掲げる経費を記載すること。
- 2 備考欄には、区分欄に掲げる経費及び事業の委託欄に掲げる (2) の経費の根拠 (経費内容、単価、数量、員数等) を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載すること。
- 3 備考欄は別葉とすることができる。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的 ※ 事業を実施する都道府県又は政令指定都市における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容が第3次食育推進基本計画及びこれを踏まえた事業実施主体の食育推進計画に定められた目標の達成にどのように寄与するかについて記載（事業で実施する取組にその波及効果も含めて、第3次食育基本計画の目標達成に資する平成32年度までの道筋を試算すること。）				
2 実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像が把握できるように図示 ※ 連携・委託を行う団体はその名称、概要を記載				
3 事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容を記載				
事業項目(取組内容)	実施場所	実施時期・回数	対象者・数	備考
4 事業の目標（達成すべき成果）、波及効果 ※ 第3次食育推進基本計画及びこれを踏まえた所在する都道府県等の食育推進計画のうち以下に掲げる目標の達成につながる事業の目標を設定すること。 ※ 事業が「国産農林水産物や地域の食品の価値の再発見」に、どのように効果があるかを記載。 ※ 事業で実施した各種取組について、ホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して、都道府県もしくは政令指定都市内に広く普及させるための取組を記載。 ※ 具体的な目標設定について 1 地域における食文化の保護・継承や日本型食生活等の普及促進、食育リーダー育成、共食機会の提供等に関する事業 事業実施主体が存する地域における食文化の保護・継承や日本型食生活等の普及促進、食育リーダー育成、共食の機会の提供等のために、（1）のいずれか又は複数について、該当する者の割合を増加させる数値目標を定め、着実にその実施を図る。 （1）根拠となるデータ等 ア 食文化の継承度 （ア）地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承し、伝えている者 （イ）地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している若い世代（20～30歳代）				

イ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 (ア) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者 (イ) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代(20～30歳代) ウ 食育の推進に関わるボランティアの数 エ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 オ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合 (2) 目標設定に当たっての留意事項 事業実施主体が存する地域の事業開始時点における目標値に掲げる項目の実践度が把握できていない場合は、農林水産省において直近に実施した「食育に関する意識調査」等を基に目標値を設定する。 2 農林漁業体験に関する事業 食に関わる人々の様々な活動への理解促進の観点から当該事業年の体験者数(延べ人数)の増加率について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。 (1) 根拠となるデータ等 ア 増加率(%) = $(a - b) / b \times 100$ a : 本年度体験予定者数(延べ人数) b : 前年度体験者数(延べ人数) イ 農林漁業体験をn数回行う場合 増加率(%) = $\frac{(a1+a2+\cdots an) - (b1+b2+\cdots bn)}{b1+b2+\cdots bn} \times 100$ (2) 目標設定に当たっての留意事項 前年度の体験者数(延べ人数)を把握し、本年度の体験プログラム等から参加予定者数や開催回数等を勘案して延べ人数を推定する。 前年度の体験者数が0人の場合は、増加率ではなく、本年度体験予定者数(延べ人数)を目標値とする。 3 全事業について 食品を購入する際に「国産や地域の食品を選ぶ」とする者の割合の増加(意識調査例)「農林漁業の体験活動に参加したことをきっかけにより強く意識するようになったこと」→「国産や地域の食品を選ぶ」	5 事業成果・効果の検証方法 ※ 4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載 ※ 上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載 6 その他事業の推進に必要な事項
---	---

(別添3)

「地域の魅力再発見食育推進事業」に係る審査結果

審査対象 団体		
審査実施 機関	都道府県名又は政令指定都市名	
	審査基準（採択基準）	審査結果
1	事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであるか。	
2	事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであるか。	
3	事業内容について、第3次食育推進基本計画及び事業実施地域を所管する都道府県又は政令指定都市が策定した食育推進計画の実現及び本事業が設定した目標の達成に資するものとなっているか。	
4	事業で実施する各種取組にモデル性があること、さらに同取組をホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されているか。	

別記様式 3（第 7 の 2 関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

所 在 地
都道府県又は政令指定都市名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度地域の魅力再発見食育推進事業に係る事業成果状況報告書

平成 年度に実施した事業に係る事業成果状況について、地域の魅力再発見食育推進事業実施要領（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇食産第〇〇〇号農林水産省食料産業局長通知）第 7 の 2 に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業実施主体名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：

- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況

※ 第 3 次食育推進基本計画及び食育推進計画の目標達成への寄与度についても記載

- 3 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

（注）関係書類として、事業実施概要のわかる資料、アンケート調査結果等を添付すること。